

地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度

Q&A VOL.1

会員向け

(2025年1月)

目次

会員向け	1
(1) 全体	1
(2) eラーニング	2
(3) 導入研修	5
(4) 士会指定事業	5
(5) 修了証	6

会員向け

(1) 全体

問1 推進リーダー取得までの流れを確認したい。

(答)

当会 HP>マイページ>職能事業>協会指定職能研修会>地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度>取得までの流れはこちら P1 より確認ください。

https://www.japanpt.or.jp/privilege/profession/asset/pdf/suisin_reader_20220920_compressed.pdf

問2 地域ケア会議・介護予防推進リーダーの取得を考えているが、まずは何をしたら良いか。

(答)

まずは登録理学療法士を取得していただき、「推進リーダー登録申請」を行ってください。

問3 eラーニングを履修済とする前に導入研修を受講したが、導入研修は履修済となるか。

(答)

推進リーダー取得までの流れの資料に記載の通り、導入研修の受講にあたって、「導入研修受講の前日までにeラーニングを修了」が要件となっております。

そのため、推進リーダーにおける導入研修を履修済とするには、eラーニングを修了した日の翌日以降に導入研修を受講ください。

<参考>

当会 HP>マイページ>職能事業>協会指定職能研修会>地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度>eラーニングの受講免除要件>手順3：導入研修（PDF）のP3

https://www.japanpt.or.jp/privilege/profession/asset/pdf/tejyun3_20220920_compressed.pdf

問4 eラーニングと導入研修は別年度の履修でも良いか。

(答)

差し支えない。

問5 導入研修、士会指定事業の申込から履修済となるまでに不具合が生じた。

(答)

導入研修、士会指定事業は都道府県士会が運営を管理しておりますので、主催の都道府県士会へお尋ねください。

問6 eラーニング、導入研修、士会指定事業が履修済となっているか否かはどのように確認すればよいか。

(答)

マイページの履修状況にて確認することができます。

当会 HP>マイページ>職能管理>推進リーダー（地域・介護）取得状況確認

問7 導入研修も受講済みの状態で休会（ケガなど）をした場合、履修済の研修等の登録情報は消失しますか。

(答)

休会中であっても推進リーダーの履修記録は継続されます。

(2) eラーニング

問8 地域ケア会議・介護予防推進リーダーの登録申請が承諾されたが、eラーニングはどこから受講できるか。

(答)

当会 HP>マイページ>職能管理>推進リーダー（地域・介護）取得状況確認>地域ケア会議 or 介護予防推進リーダー>eラーニング>セミナー検索 より受講ください。

問9 推進リーダー登録の申請をしたが、eラーニングが受講できない。

(答)

推進リーダーのeラーニングを受講するには、「推進リーダー登録申請」が承認されている必要がございます。

<参考>

推進リーダーの登録申請は以下よりご確認ください。

当会 HP マイページ>会員限定コンテンツ>職能事業>協会指定職能研修会
>地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度>eラーニングの受講免除要件
>手順1：登録申請

https://www.japanpt.or.jp/privilege/profession/asset/pdf/tejyun1_20220920_compressed.pdf

推進リーダーの登録申請対象者は以下よりご確認ください。

当会 HP マイページ>会員限定コンテンツ>職能事業>協会指定職能研修会
>地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度>2022年度改定内容

<https://www.japanpt.or.jp/privilege/profession/seminar/chiikihoukatsu/>

問10 eラーニング受講免除を希望しているが、何が証明書として有効か。

(答)

eラーニング受講免除の証明書として有効な書類は、実働の証明となる以下のいずれかとなります。

【eラーニング受講免除の証明書】

- ・所属する都道府県士会が発行した推進リーダー推薦書
- ・登録した都道府県より交付された介護支援専門員証
- ・地域理学療法または介護予防理学療法 認定理学療法士認定証

マイページの「推進リーダー登録申請」よりスキャンデータをご提出ください。

<参考>

当会 HP マイページ>会員限定コンテンツ>職能事業>協会指定職能研修会
>地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度>eラーニングの受講免除要件
>手順1：登録申請

https://www.japanpt.or.jp/privilege/profession/asset/pdf/tejyun1_20220920_compressed.pdf>

問 11 既に推進リーダー登録をしたが、e ラーニング受講免除を希望する場合はどうしたら良いか。

(答)

推進リーダー登録申請後はマイページより e ラーニング免除申請ができない仕様となっておりますので、shokuno@japanpt.or.jp 宛にメールにてご申請(証明書スキャンデータ添付)ください。

※証明書は問 10 の回答を参照ください。

問 12 e ラーニング受講途中で e ラーニング免除の要件を満たした場合どうすれば良いか。

(答)

推進リーダー登録後に e ラーニング受講免除を希望する場合と同様の対応になります。

※問 11 の回答を参照ください。

なお、e ラーニングコンテンツについては、下記 URL の申込・視聴にあたっての注意点(資料 P1 の赤字部分)にありますとおり、申込後の変更、キャンセル、返金(支払免除を含む)はいかなる事由においても承ることはできないとしておりますのでご注意ください。

<参考>

当会 HP>理学療法士の方向けトップページ>講習会・研修会>e ラーニング

>申込・視聴にあたっての注意点

https://www.japanpt.or.jp/pt/seminar/asset/pdf/e-learning_moushikomi_20230405.pdf>

(3) 導入研修

問 13 所属の士会以外が開催する導入研修へ参加した場合でも、推進リーダーの取得は可能でしょうか？

(答)

導入研修は「所属の士会が主催する研修会」を推奨しておりますので、基本的には所属の士会が主催する研修会をご受講ください。

なお、導入研修の運用については士会が管理しておりますので、主催や所属の士会へご相談ください。

<参考>

会員限定コンテンツ>職能事業>協会指定職能研修会

>地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度>取得までの流れはこちら P1

https://www.japanpt.or.jp/privilege/profession/asset/pdf/suisin_reader_20220920_compressed.pdf

(4) 士会指定事業

問 14 士会指定事業を自らの所属都道府県士会以外で受講しても、推進リーダーにおいて履修済となるか。

(答)

士会指定事業については、以下の通りの取り扱いとしております。

<参考>

当会 HP>マイページ>会員限定コンテンツ>職能事業>協会指定職能研修会

>地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度>eラーニングの受講免除要件

>手順 4：士会指定事業参加 P1 より

https://www.japanpt.or.jp/privilege/profession/seminar/chiikihoukatsu/shikai_designatedbiz.pdf

各都道府県士会が、各推進リーダーに必要と思われる士会行事や士会総会への参加、それらの運営への携わりなどを指定し、それらに参加することを履修の要件とします。

各士会がどの活動を要件とするかは、士会ホームページや士会担当者にご確認ください。

【注意事項】

所属士会での指定事業に参加をすること。(他士会での参加の場合、履修は付与されない。)

そのため、所属士会の指定事業ではない場合は、推進リーダーにおける履修要件を満たすものとはなりません。

(5) 修了証

問 15 地域ケア会議・介護予防推進リーダー、フレイル対策推進マネジャーの修了証は協会から郵送されるのか。

(答)

地域ケア会議・介護予防推進リーダー、フレイル対策推進マネジャーの修了証の郵送は行っておりませんが、マイページにて修了証・認定証を PDF ファイルとしてご自身で出力可能です。

当会 HP>マイページ>生涯学習管理>修了証・認定証出力